

## 豊中市からのお知らせ

### 中間検査に関する特定工程の指定について

平成22年10月1日から、豊中市における中間検査の特定工程を次のとおり指定します。法第6条の確認申請又は法第18条の計画通知を10月1日以後に受付されるものから、適用されます。なお、9月30日までに確認申請および計画通知を受付されたものは、従来どおりとなります。

#### ● 対象となる建築物 ● (工事種別が新築のものに限る)

用途	構造	規模
住宅 (長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿を含む)	全ての構造	延べ面積が 50㎡を超えるもの
住宅以外の建築物	全ての構造	地階を除く階数が3階以上
		延べ面積が 300㎡を超えるもの

#### ● 基礎工事の特定工程 ● (型式適合認定による建築物等を除く)

構造	規模	特定工程
木造	階数が3以上	基礎の配筋工事
	延べ面積が500㎡を超えるもの	
	高さ13m又は軒高9mを超えるもの	
上記以外の構造	階数が2以上	
	延べ面積が200㎡を超えるもの	

#### ● 建方工事の特定工程 ●

構造	規模	特定工程
木造	対象となる 建築物全て	屋根の小屋組の工事
鉄骨造		建方工事
鉄筋コンクリート造		屋根の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないもの については屋根版の取付け工事)
鉄骨鉄筋コンクリート造		
その他の構造		屋根工事

◎ **3階建て以上の共同住宅の特定工程については、法律で2階床の配筋工事が義務付けられたことにより、中間検査の実施回数が増えることとなります。**

◎ その他ご不明な点は、 建築審査課 建築審査係まで (TEL) 06-6858-2422